

神奈川県キャラクターミビョーマン及びミビョーガールの利用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、神奈川県キャラクターミビョーマン及びミビョーガール（以下「ミビョーマン」「ミビョーガール」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、ミビョーマン及びミビョーガールとは、神奈川県（以下「県」という。）が著作権を有している別紙ガイドラインのデザイン及びこれを展開したものとする。

（利用の申請）

第3条 ミビョーマン及びミビョーガールを利用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ神奈川県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。

(1) 県が主体となって実施するイベント等で利用する場合。ただし、健康医療局保健医療部健康増進課長への事前の連絡を要する。

(2) その他知事が認める場合

2 前項の許諾を受けようとする者は、神奈川県県有財産規則第35条第1項の「著作権等利用許諾申請書」（規則第19号様式）に、ミビョーマン及びミビョーガール利用計画等必要事項記入書（様式第1号）ほか次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料

(2) 利用状況がわかる完成見本等

(3) 登記事項証明書（法人のみ）

(4) 住民票（個人のみ）

(5) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、県が保有する著作権等を報道目的により利用する場合の利用許諾実施要領（平成21年2月17日総務部長・県民部長通知）第2条に定める場合にあっては、当該要領に定めるところによるものとする。

（利用の許諾）

第4条 知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が県の施策や県のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）を行うことができる。

2 前項の許諾を行う場合は、知事は利用方法等について、必要に応じ条件を付することができる。

3 知事は、第1項の許諾を行った場合は、ミビョーマン及びミビョーガール利用許諾通知書（様式第2号）を、許諾を行わない場合は、ミビョーマン及びミビョーガール利用不許諾通知書（様式第3号）を申請者に交付する。

4 利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長2年間とする。

5 申請者は、利用期間を更新する場合、利用期間満了日の2月前までにあらためて第1項の申請を行わなければならない。

(利用許諾の制限)

第5条 ミビョーマン及びミビョーガールの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、知事は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ミビョーマン及びミビョーガールの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ミビョーマン及びミビョーガールのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ミビョーマン及びミビョーガールが著しく変形されている等、利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他知事が適当でないと判断した場合

(利用料)

第6条 ミビョーマン及びミビョーガールの利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) ミビョーマンを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、キャラクターの名称（「神奈川県のカラクター 未病改善ヒーロー ミビョーマン」または、「神奈川県 未病改善ヒーロー ミビョーマン」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (5) ミビョーガールを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、キャラクターの名称（「神奈川県のカラクター 未病改善ヒロイン ミビョーガール」または、「神奈川県 未病改善ヒロイン ミビョーガール」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。

(利用状況の調査)

第8条 知事は、利用者にミビョーマン及びミビョーガールの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（地位の承継）

第9条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

（許諾内容の変更等）

第10条 利用者が許諾の内容を変更しようとする場合は、あらかじめミビョーマン及びミビョーガール利用許諾内容変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、知事の許諾を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾することができる。

3 前項の許諾を行う場合は、知事は、必要に応じ条件を付すことができる。

4 知事は、第2項の許諾を行った場合は、ミビョーマン及びミビョーガール利用変更許諾通知書（様式第5号）を、許諾を行わない場合は、ミビョーマン及びミビョーガール利用変更不許諾通知書（様式第6号）を利用者に交付する。

5 第5条及び第7条の規定は、本条による許諾にも準用する。

（許諾の取消し等）

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（前条の変更の許諾があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。

(1) 利用者がこの要綱に違反した場合

(2) 利用者が第4条及び第10条の利用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他ミビョーマン及びミビョーガールの利用継続が不適当であると認められた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、ミビョーマン及びミビョーガール利用許諾取消通知書（様式第7号）を利用者に交付する。

3 利用者は、第1項により利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。

4 知事は、第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（利用の非独占性等）

第12条 この要綱による利用許諾は、利用者がミビョーマン及びミビョーガールを自己の商標や意匠とするなど、独占して利用する権利を付与し、また、利用者及び利用許諾を受けた商品等に対して、県が推奨を行うものではない。

（経費の負担）

第13条 県は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を一切

負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 県は、第4条及び第10条による利用許諾並びに第11条による利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ミビョーマン及びミビョーガールを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。

3 利用者は、ミビョーマン及びミビョーガールの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 知事は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第15条 知事は、ミビョーマン及びミビョーガールの適正な管理と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消状況について情報を公開することができる。

（事務）

第16条 この要綱に関する事務は、健康医療局保健医療部健康増進課が行う。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、ミビョーマン及びミビョーガールの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

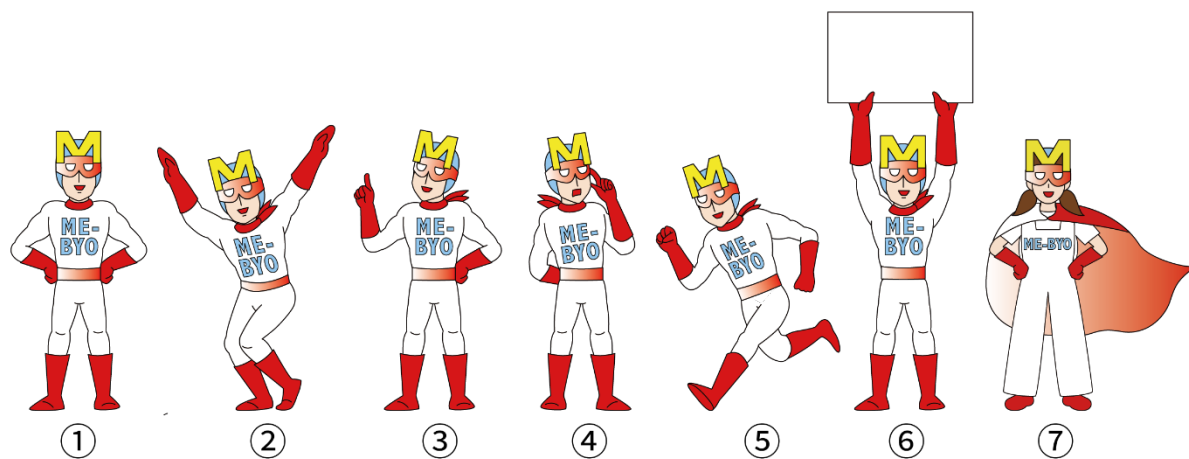
附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月15日から施行する。

【キャラクターの基本デザイン】



【利用にあたっての留意事項】

利用許諾を行った場合には、キャラクターのデータを提供するため、基本的には、そのまま利用すること。なお、これによりがたい場合は、健康医療局保健医療部健康増進課へ問い合わせること。

ミビョーマン及びミビョーガール利用計画等必要事項記入書

利用区分	☐ 商品(食品以外) ☐ 商品(食品) ☐ 広告 ☐ その他
利用計画	
利用理由	
名称(※商品名への「ミビョーマン及びミビョーガール」の利用はできません)	
販売場所	
販売小売価格(税込)	
生産数	
利用期間(2年以内)	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX : E-MAIL :

添付書類

- (1) 会社概要等（個人の場合はプロフィール）
- (2) 利用する商品の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）
- (3) 登記事項証明書（法人のみ）
- (4) 住民票（個人のみ）
- (5) その他参考になるもの

ミビョーマン及びミビョーガール利用許諾通知書

〇〇第 号

年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のありました「ミビョーマン及びミビョーガール」の利用について、許諾します。

1 利用期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

3 利用内容（〇囲みされたキャラクター）

ミビョーマン / ミビョーガール

4 利用上の遵守事項など

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。（第7条関係）
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。（第7条関係）
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。（第7条関係）
- (4) ミビョーマンを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、キャラクターの名称（「神奈川県のキャラクター 未病改善ヒーロー ミビョーマン」または、「神奈川県 未病改善ヒーロー ミビョーマン」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。（第7条関係）
- (5) ミビョーガールを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、キャラクターの名称（「神奈川県のキャラクター 未病改善ヒロイン ミビョーガール」または、「神奈川県 未病改善ヒロイン ミビョーガール」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (6) 知事は、利用者にミビョーマン及びミビョーガールの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。（第8条関係）
- (7) 知事は、利用者がこの要綱に違反した場合などに、利用許諾を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収等の措置を請求することができる。（第11条関係）
- (8) 利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。（第11条関係）
- (9) 知事は、利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。（第11条関係）
- (10) 県は、利用許諾並びに利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。（第14条関係）
- (11) 利用者は、ミビョーマン及びミビョーガールを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。（第14条関係）
- (12) 利用者は、ミビョーマン及びミビョーガールの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。（第14条関係）
- (13) 知事は、(11)及び(12)に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。（第14条関係）

ミビョーマン及びミビョーガール利用不許諾通知書

〇〇第 号

年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで申請のありました「ミビョーマン及びミビョーガール」の利用については、
次の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

不許諾の理由

ミビョーマン及びミビョーガール利用許諾内容変更申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付け〇〇第_____号で許諾を受けた「ミビョーマン及びミビョーガール」の利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

1 利用期間

（変更前） 年 月 日から 年 月 日まで

（変更後） 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

（変更前）

（変更後）

3 利用内容

（変更前）

（変更後）

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の利用許諾通知書の写し
- (3) その他参考になるもの

ミビョーマン及びミビョーガール利用変更許諾通知書

〇〇第 号

年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで変更申請のありました「ミビョーマン及びミビョーガール」の利用について、変更を許諾します。

1 利用期間

（変更前） 年 月 日から 年 月 日まで

（変更後） 年 月 日から 年 月 日まで

2 利用目的

（変更前）

（変更後）

3 利用内容

（変更前）

（変更後）

4 利用上の遵守事項など

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。（第7条関係）
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を県に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。（第7条関係）
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。（第7条関係）
- (4) ミビョーマンを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、キャラクターの名称（「神奈川県のキャラクター 未病改善ヒーロー ミビョーマン」または、「神奈川県 未病改善ヒーロー ミビョーマン」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。（第7条関係）
- (5) ミビョーガールを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、キャラクターの名称（「神奈川県のキャラクター 未病改善ヒロイン ミビョーガール」または、「神奈川県 未病改善ヒロイン ミビョーガール」）を、その商品、包装、広告等に明示すること。
- (6) 知事は、利用者にミビョーマン及びミビョーガールの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。（第8条関係）
- (7) 知事は、利用者がこの要綱に違反した場合などに、利用許諾を取り消し、利用者に対し、利用許諾した商品等の回収

等の措置を請求することができる。(第11条関係)

(8) 利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から利用することはできないものとする。(第11条関係)

(9) 知事は、利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。(第11条関係)

(10) 県は、利用許諾並びに利用許諾の取消しに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。(第14条関係)

(11) 利用者は、ミビョーマン及びミビョーガールを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は一切の責任を負わない。(第14条関係)

(12) 利用者は、ミビョーマン及びミビョーガールの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。(第14条関係)

(13) 知事は、(11)及び(12)に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。(第14条関係)

様式第 6 号（第10条関係）

ミビョーマン及びミビョーガール利用変更不承諾通知書

〇 〇 第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付けで変更申請のありました「ミビョーマン及びミビョーガール」の利用については、
次の理由により承諾しないこととしましたので通知します。

不承諾の理由

ミビョーマン及びミビョーガール利用許諾取消通知書

〇〇第 号
年 月 日

（申請者） 殿

神奈川県知事 〇〇 〇〇

年 月 日付け〇〇第 号で許諾した「ミビョーマン及びミビョーガール」の利用について、次の理由で許諾を取り消すこととしましたので通知します。

- 1 取消年月日
年 月 日
- 2 取消しの理由